

30年4月利用(撤去)分から 市営自転車等駐車場の使用料と 放置自転車などの撤去料を改定します

自転車等駐車場の運営は使
用料をその財源に充てていま
すが、近年では1000万
2000万円程度、
歳出が歳入を上回り、
その不足分について
は市の財源からの繰
り入れで対応しています。
また、自転車等使用料は、
安定的に施設を提供する上で
貴重な財源であるとともに、
受益者負担の考え方を踏まえ、
サービスの内容やコストとの
バランスを考慮し、適時見直
しが必要です。
このたび、市自転車等放置
防止対策審議会の答申を受け、
自転車等駐車場の定期利用使
用料を下表1の通り改定しま
す。また、自転車等
の放置防止対策
と、良好な街並み
を保全していくた
め、放置自転車な
どの撤去料を下表
2の通り改定しま
す。
詳しくは管理課
管理調整担当 ☎4
70・7764へ。

用料を下表1の通り改定します。なお、一時利用料は現行の通りです。また、自転車などの放置防止対策と、良好な街並みを保全していくため、放置自転車などの撤去料を下表2の通り改定します。詳しくは管理課管理調整担当 ☎470・7764へ。

表1 定期使用料(年間)の改定額

使用料の種目	改定前	改定後
自転車(屋根なし)	2万400円	2万4,400円
自転車(屋根付き)	2万4,000円	2万8,800円
原動機付自転車	2万5,200円	3万200円

※使用料の改定は、一般の方は30年4月利用分から、学生は31年4月利用分から適用されます。

表2 放置自転車等撤去料の改定額

撤去料の種目	改定前	改定後
自転車の撤去料	1,000円	2,000円
原動機付自転車の撤去料	2,000円	4,000円

※撤去料の改定は、30年4月以降に撤去された自転車等から適用されます。

マイナンバー(個人番号)カードと 個人番号の通知カードの受け取り のご案内

マイナンバー(個人番号)
カードの受取期間は、交付通
知後1カ月以内とご案内して
いますが、その期間を経過し
た方も、開庁日の午前8時半
～11時と午後1時～4時に、
市民課(市役所1階)で受け
取れます(ただし、すでに市
外に転出している方は、受け
取れません)。また、個人番号
の通知カードも引き続き保管
していただきますので、まだ受け取
っていない方は、開庁日の午
前8時半～午後5時に同課で
受け取ってください。
30年2月から始まる「コン
ビニエンスストア等における
証明書の自動交付」の利用
にはマイナンバーカードが必
要です。

日曜日に受取窓口を 開設します

マイナンバー(個人番号)
カード、通知カードを受け取
るための日曜窓口を次の通り
開設します。平日に受け取り
が難しい方は、ぜひこの機会
をご利用ください。
マイナンバーカードの申請
サポート(無料の写真撮影な
ど)も行っていますので、ご
利用ください。
【日時】12月10日(日) 午前
9時～午後1時受け付け
【会場】市民課(市役所1階)
【注意】当日は混雑が予想
されますので、時間に余裕を
もってお越しください。
詳しくは同課住民記録係 ☎
470・7722へ。

ご存じですか

交通事故などに遭った場合の 治療と国民健康保険

交通事故や傷害事件など、
他人の行為が原因で負傷した
り、病気になるたりすること
を「第三者行為」といいます。
このような場合の治療費は、
被害者に過失のない限り、原
則として加害者が全額負担す
ることになります。
国民健康保険(国保)に加入
している方が交通事故などに
遭い、加害者との話し合い
がすぐに解決しないなどの場
合、「第三者行為による傷病
届」を提出することで、被保
険者証を使って治療を受ける
ことができます。国保では、
一時的に医療費を立て替え、
後で被害者に代わって加害者
に治療費を請求します。
733へ。



11月23日(祝)は終日 市役所本庁舎を閉館します

11月23日(祝)は、庁舎内
電気設備の点検を行うため、
館内は停電となります。それ
に伴い、終日市役所本庁舎を
久留米駅東口エレベーター1
階出入り口横に設置のもの
(含む)・金融機関ATM・地下
駐車場などもご利用いただけ
ません。
ご不便をお掛けしますが、
ご協力をお願いします。
詳しくは管財課管財係 ☎4
70・7718へ。

年末調整等説明会 開催のお知らせ

給与支払者を対象に、29年
分年末調整や法定調書などの
作成について、説明会を開催
します。
【日時】11月13日(月) 午後
1時半～3時半
※源泉所得税の納付は「e
Tax(イータックス)」の
利用が便利です。詳細は同ホ
ームページ(<http://www.e-tax.nagano.jp>)をご覧ください。
詳しくは東村山税務署 ☎0
42・394・6811(音
声案内に従って「2」番を選
択してください)または市課
税課市民税係 ☎470・77
77(内線2331)233
7)へ。

都営住宅の 入居者を募集します

【募集の種類】次の通り
①世帯向け(一般募集住宅)
②若年夫婦・子育て世帯向け
(定期使用住宅)
※いずれも申し込み資格が
あります。詳細は募集案内を
ご覧ください。
【募集案内の配布期間】土
曜・日曜日、祝日を除く11月
1日(水)～10日(金)
【募集案内の配布場所】都市
計画課(市役所5階、上の原
ひばりが丘・滝山の各連絡所
東部地域センター、都庁、都
内各市区役所・町村役場、東
京都住宅供給公社都営住宅募
集センター、同公社各窓口セ
ンターなど。なお、11月3日
(祝)～5日(日)の午前9
時半～午後5時は、都庁第一
本庁舎1階東京観光情報セン
ターでも配布します

都による土砂災害警戒区域などの 指定に係わる住民説明会が開催されます

土砂災害は一瞬にして多く
の人命を奪う恐れがある非常
に危険な災害です。都では、
土砂災害防止法(土砂災害警
戒区域等における土砂災害防
止対策の推進に関する法律)
に基づき、土砂災害の恐れが
ある区域を明らかにする調査
を実施してきま
した。
7月に調査の結果が公表さ
れ、市内では、浅間町、南沢
小山、野火止、金山町、神宝
町の一部の地域の計15カ所が
該当区域と判明しました。
今後予定されている都によ

募集



児相談などの母子保健業務
【資格】看護師免許、助産師
免許、保健師免許のいずれか
を取得している方
【募集人数】若干名
【報酬】市の規定による(交
通費相当額は別途支給)
申し込みは11月30日(木)
までに、事前連絡の上、履歴
書(写真貼付)と資格証明書
の写しを健康課保健サービス
係(滝山4ノ3ノ14、わくわ
く健康プラザ内)へ直接持参
してください。書類選考と面
接の上、決定します。
【勤務日数】月2～5日程度
【業務内容】乳幼児健診、育
022へ。

市長選挙・市議会議員補欠選挙 立候補予定者説明会を開催します

市選挙管理委員会では、東
久留米市長選挙と東久留米市
議会議員補欠選挙の立候補予
定者への説明会を開催します。
立候補予定者とその関係者は、
必ず出席してください。なお、
会場の都合上、1候補者2人
以内でお願いします。
【日時】11月9日(木) 午後
2時から
【会場】市役所7階704会
議室
【持ち物】筆記用具、印鑑
0・7790へ。

12月1日(金)～30年1月31日(水)は 寄附禁止強化期間です

政治家が選挙区内の人や団
体にお金や物を贈ることは、
時期や理由を問わず法律で禁
止されています。有権者が寄
附を求めることも禁止されて
います。これに違反すると罰
則の対象となります。
政治家は有権者に寄附を
「贈らない!」、有権者は政
治家に寄附を「求めない!」、
事務局 ☎470・7790へ。